

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和元年 5月 28日
国立大学法人広島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1.平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2.環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理のうち、②及び④について、以下のとおり環境配慮契約が締結された。

②自動車の購入に係る契約

購入数量	3台
契約方式	購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式
入札申込者	3者（入札参加資格に適合した者：3者）

購入数量	2台
契約方式	購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式
入札申込者	1者（入札参加資格に適合した者：1者）

④省エネルギー改修事業（E S C O事業）

省エネルギー改修事業（E S C O事業）1件について、省エネルギー対策及び二酸化炭素の排出削減に基づくシェアード・セイビングス契約を締結した。

なお、①電気の供給、③船舶の調達、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、及び⑥産業廃棄物の処理については該当がなかった。